

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における特例措置	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在的那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。 ・ アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 ・ 優遇制度適用対象業種の拡大（無店舗小売業、機械修理業、貸倉庫業を追加） ・ 適用対象法人の要件緩和 <ul style="list-style-type: none"> ①「新設から 10 年」を「認定から 10 年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ②「専ら」要件を緩和。 ・ 現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充（控除率の引上げ） <ul style="list-style-type: none"> ①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55% ②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% （控除制限（法人税額 20%上限）の撤廃） 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限（20 億円）の撤廃 ③特別償却関係（新規） 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	20 百万円 （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましく、将来的には中国、インド、ASEANなど我が国を上回る経済圏が出現するとともに、これらの間の経済交流が、今後ますます増大することは確実と見込まれている。このような中で、沖縄が、我が国を含むアジアのハブに位置しており、その地理的特性を生かした沖縄の振興を図っていくことが重要である。</p> <p>一昨年10月に開始された那覇空港を拠点とした国際貨物ハブ事業により、那覇空港の国際貨物取扱量は、中部国際空港を抜いて、成田空港、関西空港について我が国第3位の規模となっている。24時間空港である那覇空港を拠点に、日本を含むアジア主要8都市が極めて効率的に結ばれており、アジアにおけるジャストインタイムシステムの重要なインフラとなっている。</p> <p>これまで沖縄は、物流コストが高いことに加え、台風などの気象の影響により物流が途絶えてしまうリスクがあることから、製造業の立地が進んでこなかったが、国際貨物ハブの開始により、新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の立地が始まりつつある。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は平成24年度からの新たな沖縄振興に向けた主要施策の一つでもあり、観光や情報に次ぐ沖縄県のリーディング産業と位置づけ、併せて、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、沖縄の自立型経済の構築を図る。</p> <p>今後、アジアの中心に位置するという沖縄の地理的優位性を活用し、近隣諸国の成長や活力を効果的に取り込み、沖縄だけではなく我が国全体の経済発展にも波及効果が期待できるものと考えられ、国際物流拠点産業の集積を新たな沖縄振興の重要な柱のひとつと位置づけ、支援施策を行っていくことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流中継拠点を国内に新たに形成することで、アジアの物流需要とともにその成長と活力を取り込み、我が国全体の経済活性化に寄与することを目指す。具体的には、那覇空港、那覇港及び中城湾港を拠点とする周辺地域に特区を創設し、国際物流拠点産業の集積を図る。</p> <p>税制優遇などの大胆な各種施策により、競争力を備えた東アジア諸国の競合地域が物流分野における国際的な地位や役割を向上させるなか、今後、本県に物流拠点を形成するためには、これら競合地域に勝る制度が必要不可欠である。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
		<p>政策の達成目標</p> <p>1 民間主導の自立型経済の構築 2 国際物流関連産業のリーディング産業への育成 3 我が国及びアジア経済の発展への貢献を通じた国際物流拠点の形成</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日
	同上の期間中の達成目標	概ね 10 年間で国際物流拠点産業の総生産額約 50 億円、雇用数 500 人の創出を見指す。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 23 年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成 24 年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	法人税等の税制優遇措置を中心に、規制緩和、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような沖縄県への国際物流拠点産業の集積が図られ、沖縄の産業振興に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	貿易手続きの簡素化 (1) 関税の課税物件の確定に関する特例措置 保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを輸入者が自由に選択できる。 (2) 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 地方税の特例（事業所税の軽減、特別土地保有税の非課税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	1 物流ハブ活用推進事業 約 5 億円 2 地方税（法人事業税、固定資産税、不動産取得税）の免除 3 地方税を課税免除した場合の地方交付税による減収補填
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	物流ハブの活用を推進し、国際物流拠点産業の集積を図る。
	要望の措置の妥当性	租税特別措置等と予算措置等との相乗効果により、民間活力主導による沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積が進み、沖縄における自主型経済の発展に寄与する。
事項 これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	租税特別措置の適用実績	以下の優遇制度適用実績（自由貿易地域及び特別自由貿易地域）がある。（平成 14 年～平成 21 年度） ・所得控除・・・3 2 百万円（延 6 社） ・投資税額控除・・・2 7 百万円（延 1 2 社） ・特別償却・・・1 3 2 百万円（延 4 社）

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>租税特別措置法により沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出すことが期待される。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>特別自由貿易地域への企業立地件数：75社（平成23年度末）</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成23年8月末 企業立地 44社（累計） （理由） 事業認定のハードルが高いこと、事業認定されてもそのメリットが限定的（「専ら」要件が税制優遇を受ける際の最大の支障）である等が指摘されている。企業を誘致し集積を促すにはインセンティブが必要であるが、現行制度は企業のニーズにあっていないため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年4月：創設 平成14年4月：延長 平成14年税制改正要望（不採決） （特自貿） ・新設法人要件の緩和 ・「専ら」地区内において事業を営む者の要件緩和 ・雇用者人数要件「20人以上」の緩和 ・事業開始認定（法人設立→法人認定）の緩和 （自貿） ○投資税額控除 ・繰越期間の延長（4年→7年） ・対象資産に「器具・備品」を追加 ・リース税額控除の導入 ○特別焼灼制度 ・対象資産に「器具・備品」を追加 平成19年4月：延長 平成19年税制改正要望（採決：23年3月末まで） ・所得控除の適用期限延長 ・投資税額控除 ・特別償却</p>	